

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700987号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月29日から同年10月1日まで

A社を平成19年9月末日に退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年9月29日と記録されている。同年10月1日が正しい被保険者資格喪失日であるため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における休日は土曜日及び日曜日であったので、平成19年9月29日(土曜日)及び同年同月30日(日曜日)は勤務していない旨陳述している。

また、A社は、月末退職希望者の取扱いについて、月末が休日の場合、原則として、退職日は退職月の最終営業日となる旨回答しているところ、同社から提出された請求者に係る退職願によると、請求者の退職希望年月日は、当初、平成19年9月末日と記入されていたものが、当該「末」を二重線で抹消し、その上に請求者の訂正印が押印され、「二十八」に変更されていることが確認できる。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録では、離職年月日が平成19年9月28日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合している。

加えて、A社は、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料は保管していないが、同社が保有する人事情報システムの記録から、請求者の退職年月日は平成19年9月28日であり、請求期間の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。